

富山県地域森林計画付属資料等取扱要領

第1 趣旨

この要領は、地域森林計画に係る付属資料等（以下「付属資料等」という。）の適正な管理を行うために、その取扱いについて必要な事項を定める。

第2 関係法令等

付属資料等の取扱いについては、この要領によるもののほか、次の法令等に基づき取扱うものとする。

- (1) 森林法（昭和26年法律第249号）
- (2) 測量法（昭和24年法律第188号）
- (3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (4) 富山県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年富山県条例第47号）
- (5) 富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号）
- (6) 地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いについて（平成12年5月8日付け農林水産事務次官通知）

第3 付属資料等の目的及び性格

- (1) 付属資料等のうち森林簿及び森林計画図は、森林資源量把握を目的に、地域森林計画における基礎資料として、目測を主体とする現地調査及び空中写真の判読により作成したものである。林況及び所有界は現地において実測及び確認を行っていないことから、所有権、所有界、面積等土地に関する諸権利及び立木竹の評価について証明するものではない。
- (2) 付属資料等のうち航空レーザ測量成果及び航空レーザ解析成果は、平成20年以降に実施された航空レーザ計測の成果を基にして、計測実施時点における森林資源の現況を示したものであり、現在における森林資源の現況を示すものではない。

第4 付属資料等の交付の範囲

- (1) 付属資料等の取扱機関及び交付の範囲は、別表1のとおりとする。
- (2) 申請者は、交付に係る費用について、交付媒体の現物提供等により実費分を負担するものとする。ただし、公益性が認められる場合又は行政サービスの一環として妥当と判断される範囲内である場合においては、取扱責任者は、無償で交付することができるものとする。
- (3) 申請者は、交付された付属資料等を目的以外の使用又は第三者への提供をしてはならない。
- (4) 付属資料等のうち航空レーザ測量成果及び航空レーザ解析成果の利用については、交付手続きを不要とし、その複製及び使用については別紙1に定めるとおりとする。

第5 付属資料等の交付

- (1) 付属資料等のうち森林簿及び森林計画図の交付申請は、富山県地域森林計画付属資料等交付申請書（様式第1号）に下表に掲げる資料を添付し取扱機関の長（以下「取扱責任者」という。）に提出して行うものとする。

添付書類（個人情報（所有者名、地番）が含まれる場合）

		申請者の性質		
		所有者 ^{注1}	法定代理人	任意代理人
書 類	①申請者の本人確認書類 ^{注2} 運転免許証、健康保険証、個人番号カードなどの写し	要	要 ^{注3}	要
	②所有者であることを証明する書類			
	②-1 自己所有地であることを証明する書類 不動産登記事項証明書(全部事項)の写し ^{注4}	要	要	要
	②-2 現に所有していることを証明する書類 納税通知書、課税台帳等の写し	登記上の所有者と 現に所有している者が 異なる場合のみ		
	③所有者との関係性を証明する書類			
	③-1 法定代理人であることを証明する書類 戸籍謄本 など	-	要	-
	③-2 所有者の同意書（様式第2号） 「実印押印」＋「印鑑登録証明書を添付」 または 「認印押印」＋「本人確認書類を添付」	-	-	要 ^{注5}

注1 所有者が故人である場合は遺族が所有者として申請できるが、故人との続柄が確認できる書類（戸籍謄本の写しなど）を添付すること。

注2 住所氏名を公の機関で証明された資料の写しであること。

注3 法定代理人が法人である場合は、以下の書類も添付すること。

a 窓口の場合：申請担当者の本人確認書類及び法人の印鑑証明書により証明される印が押された担当者への委任状

b 送付の場合：aに加え法人の登記事項証明書

注4 所有者とは別に地上権者（森林所有者）が設定されている場合があるため添付が必要。地上権者が土地所有者と異なる場合は、地上権者の同意書（様式第2号）も添付すること。

注5 登記上の所有者又は現に所有している者が故人である場合は、遺族の同意書と、その遺族と故人の続柄を確認できる書類を添付すること。

添付書類（個人情報が含まれない場合）

		申請者の性質
		すべての国民および法人
書 類	申請区域(地番等)を示す書類 位置を示した地図等（任意様式）	任意

ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、その事実を証明する書類等をもって①、②及び③の添付資料に代えることができるものとする。

ア 法令等の規定又は国の機関からの法令による指示に基づく場合

イ 国、独立行政法人等又は他の地方公共団体が、所掌する事務又は事業の遂行

のために、森林簿等を利用することについて相当な理由がある場合

ウ 森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）に基づき森林所有者によって組織された森林組合のうち、県内を管轄する森林組合が、森林組合法第 9 条第 1 項及び第 2 項に定める事業のうち、森林計画制度運用のための森林資源情報を把握する場合

エ その他、森林政策課長が必要と認めた場合

- (2) 取扱責任者は、(1) による申請書を審査し、適当であると認めるときは、富山県地域森林計画付属資料等交付通知（様式第 3 号）により申請者に通知するものとする。
- (3) (1) の添付書類と森林簿上との間で所有者が異なる場合には、個人情報を保護する観点から当該所有者情報を除き交付を行うものとする。
- (4) 取扱責任者は、申請者に森林簿及び森林計画図の交付を行う場合は、申請者に対して次の事項を説明するとともに、交付媒体にラベルを貼付するものとする。

当該データは、地域森林計画における森林資源情報を把握することを目的とし、目測を主体とする現地調査及び空中写真の判読、聞き取りによる間接調査によって作成したものであり、林況及び所有界は現地において実測及び確認を行っていない。したがって、所有権、所有界、面積等土地に関する諸権利及び立木竹の評価について証明するものではない。

交付番号第 号 作成年月日 取扱責任者名

- (5) 取扱責任者は、電子データにより交付する場合は、以下によりその内容の識別ができるラベルを保存媒体に貼付するものとする。

交付番号	号（ 年度）
(1) 付属資料の名称	※別表 1 による
(2) 作成年月日	
(3) 作成者	※取扱責任者名を記載する

第 6 その他

この要領に定めのない事項及びその運用等については、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

「森林簿等の取り扱いに関する運用方針」（昭和 61 年 3 月 17 日策定平成 14 年 10 月 1 日一部改定）は、廃止する。

この要領は、平成 31 年 2 月 20 日から施行する。

「富山県森林計画関係付属資料取扱要領の運用について」（平成 21 年 11 月 18 日付け森政第 1259 号）は、廃止する。

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別紙 1

航空レーザ測量成果及び航空レーザ解析成果の利用について

第 1 趣旨

富山県が提供する航空レーザ測量成果及び航空レーザ解析成果の利用について以下のとおり定める。

第 2 データの提供範囲

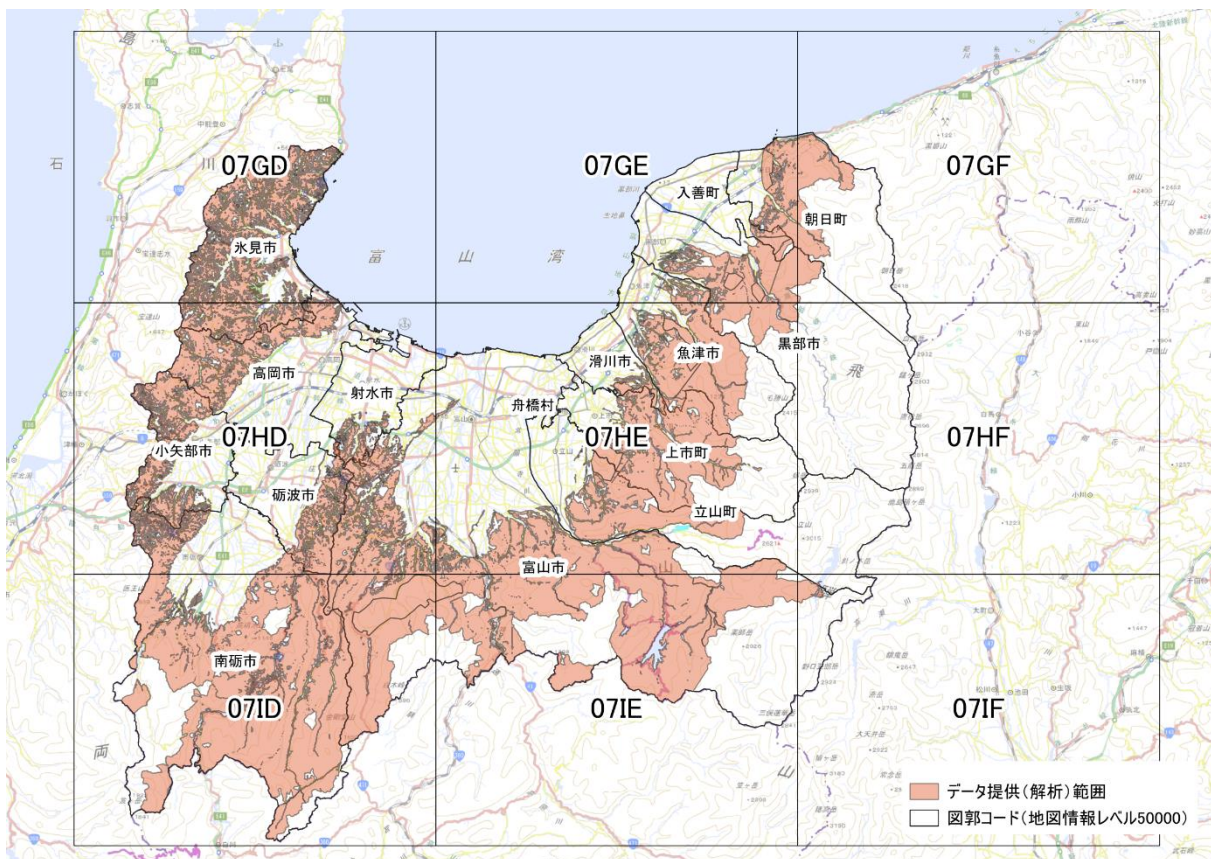
データの提供範囲は下図のとおりとし、G 空間情報センターに掲載されたデータについては「富山県森林資源データの利用規約」に従い、何人でも自由に利用できるものとする。

第 3 測量成果の複製

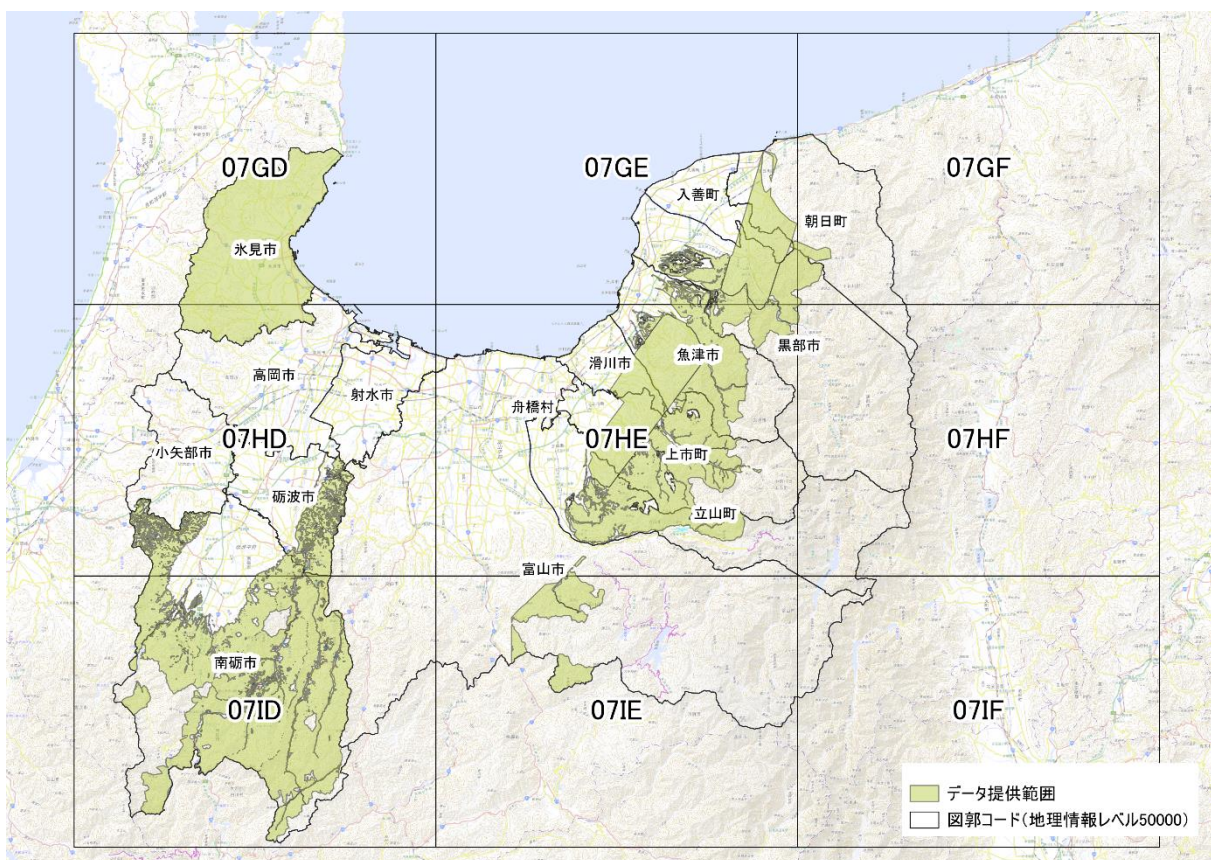
- (1) 測量成果の複製をしようとする者は、測量法第 43 条の規定に基づき、測量成果の複製承認申請書（様式第 4 号）を知事に提出し承認を得なければならない。
- (2) 知事は、提出された測量成果の複製承認申請書を審査し、適当と認められたときは、承認番号、測量計画機関の明示等の条件を付して測量成果複製承認書（様式第 5 号）により承認するものとする。
- (3) 知事は、複製しようとする者が測量成果を複製して、もっぱら営利の目的で販売するものであると認めるに足りる充分な理由がある場合においては、承認してはならない。
- (4) 事務の取扱いは、県森林政策課で行うものとする。

第 4 測量成果の使用

- (1) 測量成果の使用をしようとする者は、測量法第 44 条の規定に基づき、測量成果の使用承認申請書（様式第 6 号）を知事に提出し承認を得なければならない。
- (2) 知事は、提出された測量成果の使用承認申請書を審査し、適当と認められたときは、承認番号、測量計画機関の明示等の条件を付して測量成果使用承認書（様式第 7 号）により承認するものとする。
- (3) 事務の取扱いは、県森林政策課で行うものとする。



航空レーザ測量成果及び解析成果データ提供範囲



航空レーザ測量成果のうち等高線データ提供範囲

(別表1)

区分	付属資料名		ファイル形式	取扱機関			説明	測量法に基づく複製・使用承認
				森林政策課	農林振興センター	G空間情報センター		
森林簿	1 森林簿（個人情報あり） （所有者名、地番入り）		CSV	○	○	-	地域森林計画における森林資源量の把握、森林計画作成の基礎資料として整備されているもの。	-
	2 森林簿（個人情報なし）		CSV					
森林計画図	3 森林計画図（個人情報あり） （地番入り）		シェープ	○	○	-	地域森林計画における森林資源量の把握、森林計画作成の基礎資料として、森林基本図を基に整備されているもの。1/5,000。	-
	4 森林計画図（個人情報なし）		シェープ			△ （林班のみ）		
測量成果	5 航空レーザ測量成果	(1) グリッドデータ (DEM、DTM)	TXT (CSV) XYZタイル	-	-	○	グラウンドデータを必要に応じた任意のグリッド（格子状）に整理した、数値標高モデル（DEM）。数値地形モデル（DTM）と同じ。	要
		(2) 等高線データ	DXF DWG	-	-	○	グラウンドデータ又はグリッドデータから、編集ソフトにより自動発生させた等高線のデータ。	
解析成果	6 航空レーザ解析成果	(1) 微地形表現図 (赤色立体図)	TIFF XYZタイル	-	-	○	富山県はすべて赤色立体図*。 *グリッドデータから、傾斜量を赤色の彩度で、尾根谷度を明度にして調製した地形の立体表現図。	-
		(2) 傾斜区分図	TIFF	-	-	○	周囲の標高メッシュを参照して傾斜を計算し、その傾斜角度を一定の区分で色分けして表現した図。	
		(3) 林相区分図	シェープ XYZタイル	-	-	○	レーザ林相図（樹冠高モデル データ、樹冠形状データ、反射強度データの3つの要素から作成）とオルソ画像の照合から目視判読した樹種分布ポリゴンデータ。	
		(4) 森林資源量集計メッシュ (20mメッシュ林相区分図)	シェープ	-	-	○	林相区分図を20mメッシュ単位で分割し、その区域ごとの森林資源量集計結果を格納したポリゴンデータ。	
		(5) 単木ポイントデータ (樹頂点ポリゴン)	シェープ	-	-	○	樹冠高データ、樹冠形状データの解析により抽出した単木単位の森林資源ポリゴンデータ。	
		(6) 数値樹冠高モデルデータ (DCHM)	TIFF	-	-	○	DSM（数値表層高データ）と DEM（数値標高データ）の差分解析により作成される樹冠高データ。	